1 令和5年度 成年後見推進事業の概要について

- (1) 久留米市成年後見センターの運営事業
 - ① 成年後見制度の利用に関する助言等の総合相談窓口
 - ② 成年後見制度に関する手続き等の相談・助言等の支援
 - ③ 制度の普及啓発 (講演会、出前講座等)
 - ④ 市民後見人候補者の適正な活動支援のための支援体制の構築
 - ⑤ 受任調整業務
 - ⑥ 後見人等支援
 - ⑦ 地域連携ネットワーク構築のための研修会等の実施
 - ⑧ その他、成年後見センターの運営に関し必要な事業

(2) 市民後見人候補者活動支援事業

福岡家庭裁判所後見センターから発出された通知に基づき、令和3年度に「久留米市市 民後見人養成講座修了生名簿登録・更新等要領」及び「久留米市市民後見人候補者名簿登録・更新等要綱」を整理した。また、令和4年度に、久留米市社会福祉協議会や、福岡家 庭裁判所久留米支部と協議し、久留米市における市民後見人選任の流れを整理した。

今年度は、市民後見人候補者名簿に登録するにあたって、要綱に定める面接審査の基準 等について整備し、市民後見人候補者名簿登録要件を満たした者を市民後見人として選任 する。

また、従来通りフォローアップ研修を実施する。

(3) 成年後見制度普及・啓発事業

市民、介護保険事業者等を対象とした成年後見制度に係る講演会を実施する。

(4) 久留米市成年後見推進協議会の開催

成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う。

- ① 地域連携ネットワーク・中核機関のあり方に関すること
- ② その他、成年後見制度利用促進に関すること

(5) 久留米市成年後見制度受任調整会議の開催

成年後見制度利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当 性やあり方、求められる業務、本人との相性等を検討する。

(6) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業後見報酬補助金交付要綱を改正し、令和5年度から初回報告時の報酬付与申立に限り補助対象期間の上限を12ヶ月から18ケ月に見直した。また、市長申立事務の迅速化を図るため、親族関係図等作成業務の委託を実施する。